資料No.２

岡谷市指定文化財について

１．指定する文化財

新倉十五社　「面」　１式

・新倉十五社「面」　１１面

・獅子頭　　１面

２．指定の経過

令和２年４月に新倉区文化財保護を担当する役員より新倉の面を市指定の文化財に指定したいとの要望があり、令和２年５月の岡谷市文化財保護審議会で審議及び視察を行った。審議会には昭和２６年３月と令和元年１０月に面の学術調査が行われている報告書を審議した結果、江戸時代に作成された面であり、現存する面で数少ない貴重なものと判断した。

３．告示日

令和７年４月７日

岡谷市教育委員会告示第　　号

岡谷市文化財保護条例（平成１０年岡谷市条例第６号）第４条第１項の規定により下記の物件を岡谷市指定文化財に指定する。

令和７年４月７日

岡谷市教育委員会
教育長　宮坂　享

岡谷市指定有形文化財（岡谷市文化財保護条例第４条第１項）

名　　称	員　数	所　有　者
有形民俗文化財 新倉十五社　「面」（新倉区） ・新倉十五社「面」 ・獅子頭	１式 １１面 １面	新倉区

令和７年　３月　７日

岡谷市教育員会　殿

岡谷市文化財保護審議会
会長　宮坂　春夫

岡谷市指定文化財について（答申）

令和５年５月２３日付け５教生第３２号をもって諮問されました物件の岡谷市指定文化財の指定について、本審議会は慎重審議の結果、下記のとおり市指定の答申をいたします。

記

１．指定

有形民俗文化財
新倉十五社　「面」　１式（新倉区）
・新倉十五社「面」　１１面
・獅子頭　１面

理由

新倉十五社の１１面は昭和２６年３月２７日と令和元年１０月６日の２回の調査により江戸時代に作成された可能性があるため、現存する面では数少ない貴重なものであると判断した。

また、獅子頭については大神神楽の獅子舞に使用された獅子頭と同種のものであり、鼻が長く突きでている点は古風な造りであり、江戸時代中期頃の作品ある。このような所見から今後の諏訪神楽の解明に重要なカギとなることも考えられるため、市指定文化財とし保存していく。

以上

様式第１号（第２条関係）

令和 7 年 3 月 7 日

岡谷市教育委員会　殿

申請者　新倉区
住　所　岡谷市川岸中3丁目1-26
氏　名　三澤房樹

岡谷市指定文化財指定同意書

新倉十五社「面」　を岡谷市　指定有形民俗文化財　に

指定（認定）することについて同意します。

新倉十五社神社の面

1　鬼神面

2　鬼神面

3　鬼神面

新倉十五社神社の面

4　男神面

5　女神面

6　火吹面

新倉十五社神社の面

7　お福面

8　恵比寿面

9　火吹面

新倉十五社神社の面

10　お亀面

11　狐面

12　獅子頭

新倉十五社神社の面

新倉十五社神社の面

面箱 蓋裏の墨書

裃収納箱 蓋裏の墨書

新倉十五社神社の面・獅子頭

No.	名称	種類	材質	彩色仕上げ	法量（㎜）				年代	銘	備　考
					面長	面幅	面厚	最大厚			
1	鬼神面	鬼神面	桧製	胡粉に朱漆彩	198	148	71	85	不明		吽
2	鬼神面	鬼神面	桧製	胡粉に朱漆彩	195	141	59	73	不明		阿。顎から頬と鼻下に植毛痕あり。 割れたのを接着。顎が欠損。
3	鬼神面	鬼神面	桧製	胡粉に緑彩？	199	143	60	70	不明		阿。割れたのを接着（裏を金具で止める）。
4	男神面	男面	桧製	（剥落）	199	134	61	79	不明		鼻下・顎に髯を描く。面紐（麻か）が残る。 鼻頂部を接着した痕跡
5	女神面	女神面	桧製	胡粉に白彩色	196	144	64	68	不明		鼻頂部が欠損 紙で裏貼り
6	火吹面	ひょっとこ面	桧製	胡粉に白彩色	208	150	83	83	不明		面紐（麻か）が残る。
7	お福面	女面	桧製	胡粉に肌彩色	199	143	66	69	不明		額から鼻頂部にかけて胡粉が剥げる。 紙で裏貼り。
8	恵比寿面	恵比寿面	桐製か	胡粉に茶彩色	191	157	57	63	不明		眉・髭を墨描き。目孔を後で拡張？
9	火吹面	ひょっとこ面	桧製	胡粉に肌彩色	181	134	60	68	不明		眉・鼻毛を墨描き。

10	お亀面	女面	桧製	胡粉に濃肌彩色	183	140	56	64	不明		右頬に接着した痕あり。
11	狐面	狐面	桧製	胡粉に白彩色	199	106	43	119	不明		上顎が外れる（残部あり）。下顎は釣り顎（欠失）。
12	獅子頭	獅子頭	桧製	朱漆塗り	261	287	230	353	不明		幌付。